平成２５年（フ）第４９９１号
大阪市淀川区新高１－２－９－302、住民票上の住所大阪市淀川区西宮原２丁目３番30－1202号
債務者　田代　真有
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１８５号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番５－201号
債務者　岩山　正美
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４号
岡山市中区浜１丁目14番７－103号
債務者　稲村　祥子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４４号
岡山県瀬戸内市邑久町尾張469番地３、住民票上の住所岡山県瀬戸内市邑久町尾張475番地２
債務者　坪田菜々子
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２号
長野県小諸市甲424番地42
債務者　水澤　宣二
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第６３号
長野県小諸市甲424番地42
債務者　水澤　清美（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４７７号
静岡県御前崎市御前崎4468番地
債務者　伊村　正人
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７１号
東京都八王子市椚田町512番地２大塚南ビル303号
債務者　宮本　敏幸
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９４１号
東京都東久留米市幸町１丁目14番８－402号
債務者　浅井　米男
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８１号
静岡県浜松市中区萩丘３丁目11番43号
債務者　山﨑　容弘
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７７号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2963番地１ＴＡＭⅡ103号、前住所鹿児島県薩摩川内市永利町2564番地１
破産者　橋口　夏子
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
千葉県長生郡一宮町一宮2489番地１
破産者　佐久間孝二
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
千葉県茂原市内長谷465－１－104、開始決定時の住所千葉県長生郡睦沢町岩井973番地
破産者　長谷川洋子
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
千葉県長生郡一宮町一宮2489番地１
破産者　佐久間　勲
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第６８号
千葉県茂原市茂原1630番地25
破産者　有限会社パースファインダー
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第８５６号
愛知県春日井市若草通１丁目23番地
破産者　株式会社カスガイ
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４２２号
愛知県小牧市高根２丁目384番地
破産者　有限会社酒のあんどう
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部